住宅用防災警報器　Ｑ＆Ａ

Ｑ１　住宅用防災警報器は、どうして設置しなければならなくなったのですか



Ａ１　平成１６年に住宅火災で亡くなった人は１，２５２人で、建物火災で亡くなった人の約９割を占めています。また住宅火災で亡くなった人の約６割が「逃げ遅れ」が原因とされています。

この亡くなった人たちの何割かは、早めに火災の発生を知ることができたら、助かった可能性があったのです。更には、高齢者が火災で亡くなった人の約５割を占めています。

高齢化が進む中で、逃げ遅れによる死者数の低減を図るため、消防法が改正され、市民の皆様の生活に密着した市町村の条例で、制定することになったのです。

Ｑ２　住宅用防災警報器はどんなもの

Ａ２　火災により発生する煙を感知し、住宅内にいる人に、音又は音声などにより、火災発生を知らせるための器具です。

よって、旅館、ホテル等に設置する消防用設備の自動火災報知設備とは異なるものです。

現在市販されている防災警報器は、「火事です。火事です。ピーピー」と音声と警報音を併用して知らせるタイプと「ピーピー」となる警報音タイプがあります。

また、設置方法によって乾電池タイプと家庭用コンセントに差し込む電気配線タイプがあります。

なお、出火した部屋以外の防災警報器等をケーブルで接続させ、連動して火災を知らせる防災警報器等もあります。

更に、火災を検知した感知器からの信号を受けて、受信機が火災発生を知らせるシステムのものもあります。感知器自体は警報音を発しません。これを住宅用防災報知設備といいます。

警報器、感知器ともに大きさは、天井に取り付けるタイプが、大人の手のひら大で、壁に取り付けるタイプは文庫本程度の大きさです。

Ｑ３　どこで買えばいいの

Ａ３　お近くのホームセンターや防災設備等の取扱店でご購入いただけます。

今後は、消火器を販売している市内の量販店でも順次取り扱っていくと思われます。

住宅用防災警報器の品質を保証するものには、国の技術基準に適合し、日本消防検定協会の検査（鑑定）に合格した製品には右の「鑑定マーク」がついています。製品を購入される際の目安としてください。



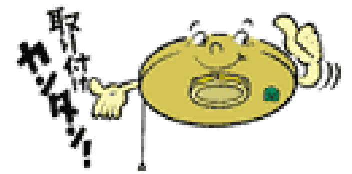
なお、訪問販売等には注意をしてください。消防署や消防職員は、住宅用防災警報器や消火器等の販売は、一切行っていませんので、消防署や公的機関の名を使った訪問販売には、十分気をつけてください。

Ｑ４　値段はおいくらですか

Ａ４　価格は、メーカーや種類、機能、電池の寿命等により異なります。
現在１個定価４,０００円程度から、音声と警報音の併用タイプでは１個１２,０００円程度の価格となっているようです。

Ｑ５　自分で取り付けられますか

Ａ５　設置基準が条例で決められていますが、取付方法の説明書や仕様書が中にありますので、お読みいただいて取り付けてもらえば結構です。
なお、住宅用防災報知設備はケーブルの配線工事を伴いますので、購入された店舗等にご相談ください。



Ｑ６　お手入れは必要ですか

Ａ６　住宅用火災警報器がきちんと働くには維持管理が必要です。汚れたら中性洗剤を浸して固く絞った布で軽く拭きましょう。（シンナーなどは決して使用しないでください）
乾電池タイプは電池交換を忘れないようにしましょう。電池が切れそうになったときは、音や光で交換時期を知らせてくれるタイプもあります。

Ｑ７　交換時期を教えてください

Ａ７　住宅用火災警報器本体も、センサー等の寿命により交換が必要になります。機器に交換時期を明記したシールが貼ってあるか、「ピー」という音などで交換時期を知らせてくれます。そのめどがおおむね１０年です。詳しくは取扱説明書を確認してください。

Ｑ８　寝室は、いつも寝室として利用するところだけですか

Ａ８　例えば、子供部屋で夜寝室として使用する場合も、設置が必要となります。年に何回か来客があった時にだけ「座敷」を寝室として利用される場合、この「座敷」には取り付ける義務はありません。

Ｑ９　台所は出火の危険性があるのに、何故設置しなくていいの

Ａ９　Ｑ１で説明しましたが、逃げ遅れによる住宅火災の死者を低減することを目的として、必要最小限の負担での義務化を条例化したものです。

しかし、台所は出火の危険性が高い所です。条例では、「設置に努めるものとする」として、台所には、熱式の住宅用防災警報器の設置を市民の皆様の「設置努力の場所」として考えています。

Q10　悪質な業者から購入した場合はどうすればいいの

A10　防災警報器等は、購入後の無条件解約の申し出（クーリング・オフ）の対象となっています。

クーリング・オフとは一般の消費者が、特定の商品購入や権利・サービスを受ける契約をした場合に、一定の期間内であれば理由なしに解約のできる制度です。

お困りの際はこちらへご相談ください

唐津市消費生活センター
〒847-8511
唐津市西城内１－１　唐津市役所内
０９５５－７３－０９９９

